

参議院議員選挙

投票日 7月10日(日)
午前7時～午後8時

問選挙管理委員会事務局 (〒189-0014本町1-1-1、北庁舎2階)

これからの国政の担い手を決める大事な選挙です。貴重な一票を大切にし、必ず投票しましょう。

投票所入場整理券をお持ちください

投票所入場整理券は6月22日(水)ごろ、世帯ごとに封書で郵送します。入場整理券は投票日時等の確認や事務処理を円滑に行うために必要です。投票日当日に本人が投票所へお持ちください。入場整理券を紛失した場合や郵送で届かなかった場合でも、投票資格があれば投票できます。投票日当日、該当する投票所の係員にお申し出ください。

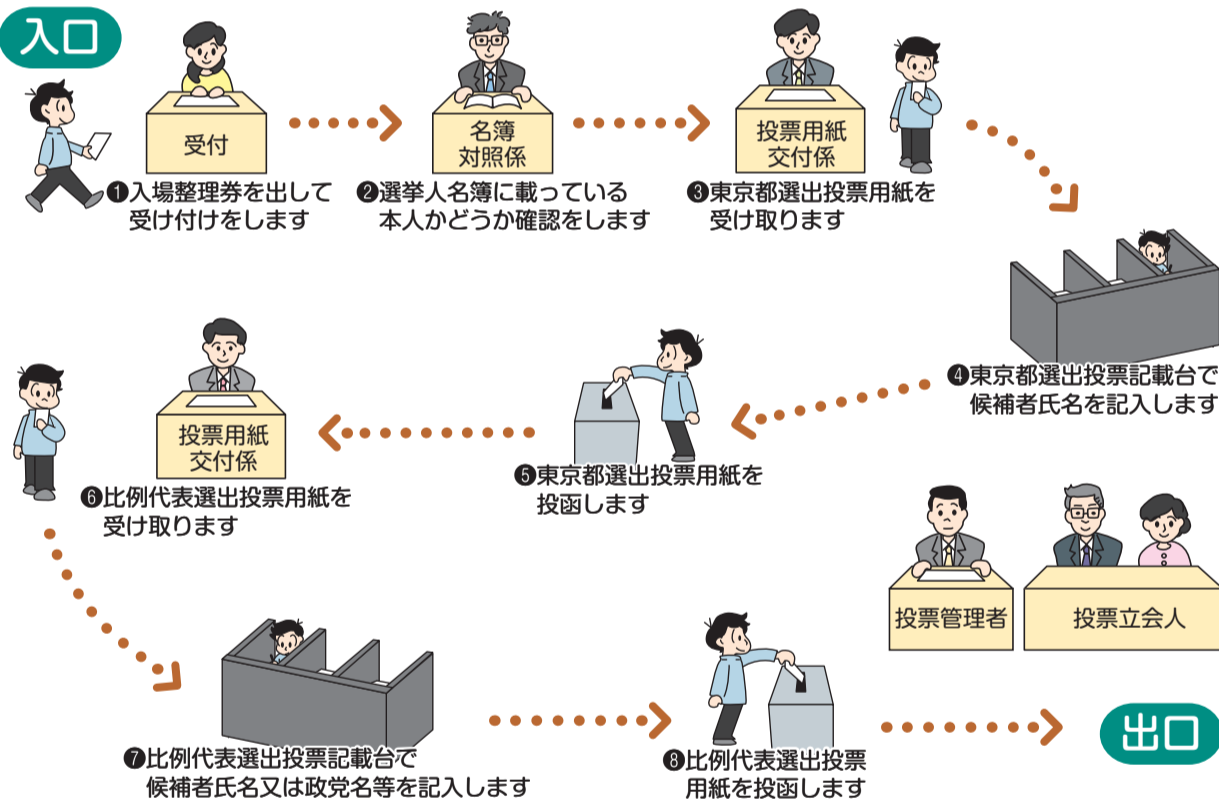
なお、入場整理券が届いても投票日当日に投票資格がないかたは投票できません。住所を異動する場合など不明な点はお問い合わせください。

投票所内での禁止事項

- 携帯電話・スマートフォンの使用
- 撮影や飲食
- ペットの連れ込み
- 投票先の相談(家族や知り合い同士でも違法)
- 大声を出す、落書きをするなど、ほかのかたの投票の妨げとなる行為

投票の方法

- 東京都選出 薄い黄色の投票用紙に候補者氏名を記入
- 比例代表選出 白色の投票用紙に候補者氏名又は政党名等を記入



新型コロナウイルス感染症対策

期日前投票所、投票所および開票所では、選挙事務従事者等はマスクの着用、せきエチケットの徹底、手洗い・手指消毒等の徹底に努めます。また、多くの人がかかる記載台等の定期的な消毒、投票所等内の換気を行います。

投票するかたも投票所内でのマスクの着用、せきエチケットの徹底、鉛筆の持ち込み、投票前後の手洗い・手指消毒にご協力ください。

なお、混雑時には入場をお待ちいただくことや、前のかたとの距離を保って並んでいただくなどの対応を行う場合があります。通常より投票に時間がかかることが予想されます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

詳細は入場整理券に同封のチラシをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症で療養中のかたへ

新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請を受け、自宅や宿泊施設等での療養期間が6月23日(水)～7月10日(日)に重なる場合は、郵便等による投票ができます。詳細は選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

投票できるかた

- 日本国民であること
- 令和4年7月10日現在、満18歳以上(平成16年7月11日以前生まれ)のかた
- 4年3月21日までに転入届を出し、引き続き東村山市に住んでいて選挙人名簿に登録されているかた
- 東村山市から住所を移して4か月を経過しないかたのうち、東村山市の住民登録が3か月以上あったかた

最近市外から転入したかた

令和4年3月22日以降に転入届を出したかたは東村山市の選挙人名簿に登録されないため、東村山市では投票できません。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票することができますので、前住所地の選挙管理委員会に確認してください。

最近市内で転居したかた

令和4年5月31日以降に転居届(市内での異動届)を出したかたは、転居前の住所地の投票所で投票してください。

お体の不自由なかた等へ

各投票所には車いす、点字器、老眼鏡、ルーペ、コミュニケーションボード(※)等を用意していますので、必要な場合は投票所の係員にお申し出ください。

投票用紙への記入が困難なかたは「代理投票」の方法で投票ができます。「代理投票」は投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守りますので、遠慮なくお申し出ください。

また、いずれの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

なお、投票所で車いすを押すなどの介助が必要なかたは投票所の係員がお手伝いします(家族であっても投票所内では付き添いはできませんのでご了承ください)。

※投票に来られたかたからの質問や依頼をイラストでまとめたものです。発声困難であっても、指差しでコミュニケーションをとることができます。

在外投票

在外選挙人名簿に登録されているかたで、一時帰国した場合や日本国内に住所を移したあと国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示することで国内の投票方法(期日前投票、不在者投票、投票日当日投票)で次の投票所に限り投票できます。

期日前投票・不在者投票

北庁舎1階「第2会議室」

投票日当日投票

第1投票所(東村山市役所本庁舎)